

ふるさと知事ネットワーク共同プロジェクト

「地方における保育支援」プロジェクト 報告書

リーダー：長野県

参加県：青森県・山形県・福井県・奈良県・
高知県・熊本県

◎研究概要

地方分権推進の一環として、保育所最低基準については、国の示す基準をもとに地方自治体に条例委任される。

地方自治体では、より高い保育の質の確保をするために現行の児童福祉施設最低基準を上回る職員配置等について単独で助成等を行っている。

保育事業については、実施主体が市町村であり、県が関与できる部分は限られているが、基準の条例制定にあたり情報交換を行うとともに、地方における保育の質や保育サービスの向上に向け、県レベルでの支援策について情報交換等を行う。

国においては、子ども・子育て新システムの基本制度が決定され、幼保一体化及び多様な保育サービスの提供について、現行保育制度を大きく見直す方針を示していることから、この動向を注視し、支援策等について情報交換等を行う。

◎情報交換の内容

- ・ 保育所最低基準の条例制定に向けた参加の進捗状況（条例内容・検討方法等）
- ・ 参加県の子育て支援施策の状況（H24年度の施策の状況）
（保育所最低基準の条例制定に向けた進捗状況については、今後も情報交換を行う）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任について

改正の概要

地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)が平成23年5月2日に公布され、厚生労働省令で定められている児童福祉施設の設備及び運営に係る基準は、都道府県条例で定めることとされた。

第1次一括法に係る厚生労働省令の整備に関する省令は、平成23年10月28日付けで示され、都道府県等は具体的な条例制定作業に取り掛かった。

◎施設等設置管理の基準の見直し（児童福祉法の一部改正）

- ◆ 児童福祉施設に係るサービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
- ◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする
- ◆ ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準と異なる内容を定めることができる（「地方における保育支援プロジェクト」参加県は、該当なし）

◎施行期日 平成24年4月1日

- ◆ 施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり

【従うべき基準】: 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

◆人員配置基準

<保育所>

・保育士、嘱託医、調理員の配置

・保育士の数 → 0歳児3人につき1人、1歳・2歳児6人につき1人、
3歳児20人につき1人、4歳児以上児30人につき1人

◆居室面積基準

<保育所>

・0、1歳児を入所させる保育所 → 乳児室:1.65㎡/人 ほふく室:3.3㎡/人

・2歳以上児を入所させる保育所 → 保育室:1.98㎡/人 遊戯室:1.98㎡/人

◆人権に直結する運営基準

虐待等の禁止、調理室の設置(自園調理)、保育所における保育内容、秘密保持等

【参酌すべき基準】: 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許されるもの

保育時間、屋外遊戯場の設置、衛生管理、非常災害対策 等

◎児童福祉施設(保育所関係)の設備及び運営に関する基準の条例委任等に係る準備状況 (平成24年3月現在)

※「地方における保育支援プロジェクト」参加県の状況

◆ 条例改正の議会への上程予定時期等

時期	参加県状況
平成24年6月以降の議会	青森県
平成24年9月議会	長野県、熊本県
平成24年12月議会	福井県、奈良県、高知県
未定	山形県

◆ 条例施行日

条例施行日	参加県状況
平成25年4月1日	福井県、長野県、奈良県、高知県、熊本県
その他(条例案上程議会の時期による)	青森県、山形県

◆ 条例内容の検討方法(審議会等設置状況)

検討方法	参加県状況
新たに審議会等を設置	長野県、熊本県
社会福祉審議会で審議	青森県、山形県
その他	
○市町や民間保育園関係者との意見交換会を通じて聴取	福井県
○未定	奈良県、高知県

◆パブリックコメントの実施

規定状況	参加県状況
実施する	青森県、山形県、福井県、長野県、奈良県、熊本県
実施しない	無し
未定	高知県

◆「従うべき基準を上回る基準」を条例に規定するか

規定状況	参加県状況
有り	無し
無し	無し
検討中	青森県、山形県、福井県、長野県、奈良県、高知県、熊本県

◆「参酌すべき基準」と異なる基準を条例に規定するか

規定状況	参加県状況
有り	無し
無し	無し
検討中	青森県、山形県、福井県、長野県、奈良県、高知県、熊本県

- 青森県 — 例えば、食事、非常災害対策の基準に、県基準を上乗せすることを検討中
- 長野県 — 外部評価、個人情報の扱い、苦情への対応、衛生管理について検討中
- 「青森県・長野県」以外の県 — 未定

◆県独自の基準を規定するか

規定状況	参加県状況
有り	無し
無し	無し
検討中	青森県、山形県、福井県、長野県、奈良県、高知県、熊本県

- 青森県 — 施設等の意見交換会を開催し、関係者から意見聴取をした内容を参考に検討
- 長野県 — 環境への配慮、事故報告について検討中
- 「青森県・長野県」以外の県 — 未定

◆条例制定にあたっての意見聴取

実施状況	参加県状況
実施する	青森県、山形県、福井県、長野県、奈良県、高知県、熊本県
実施しない	無し

- 青森県 — 県内保育関係団体と情報交換会
- 福井県 — 説明会を開催(参集範囲:民間保育園長、市町担当課長)
- 長野県 — 文書による意見聴取(対象:市町村、保育所設置する社会福祉法人、認可外保育施設)
- 奈良県 — 説明会を開催予定(参集範囲:市町村、関係団体等)
- 熊本県 — 県内保育関係団体との意見交換会、熊本市(中核市)との情報交換

◎児童福祉施設(保育所)の設備及び運営に関する基準の条例委任等に係る準備状況

○ まとめ

当プロジェクトの研究の1つである、保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定に係る情報交換は、国の第1次一括法の公布が平成23年5月、また具体的な基準の告示が10月だったこともあり、都道府県等が条例制定作業を開始した時期は、当初考えていたスケジュールより遅くなったため、具体的な基準内容等を情報交換することはできなかった。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定については、1年間の経過措置期間があり、「地方における保育プロジェクト参加県」の具体的な準備状況は、検討中としている県が多い。

今後、地方自治体では、審議会等の検討機関及び関係団体との意見聴取などを経て、地域の実情などをふまえた内容を基準に反映して、条例を規定するところが増えると思われる。

地方自治体の条例制定に係る検討は、平成24年度に具体的な内容が深まっていくことから、プロジェクト参加県においては引き続き情報交換を行っていききたい。

【参考】 国が平成24年2月に実施した準備状況の調査(都道府県・政令市・中核市)は、以下のとおり。

◆条例の施行時期

平成24年4月施行予定	・・・	10自治体
平成25年4月施行予定	・・・	72自治体
検討中・未定	・・・	17自治体
その他	・・・	8自治体

◆従うべき基準のうち国の基準を上回る基準の有無

ある	・・・	6自治体
ない	・・・	26自治体
検討中・未定	・・・	75自治体

◆参酌すべき基準のうち国の基準と異なる基準の有無

ある	・・・	14自治体
ない	・・・	26自治体
検討中・未定	・・・	67自治体

◆地域独自の基準の有無

ある	・・・	6自治体
ない	・・・	26自治体
検討中・未定	・・・	74自治体

都道府県名	事業名	補助対象(実施主体)	事業内容	補助率	保育料減免支援	代替制度	認可外支援	施設整備環境改善	低年齢児加配	障害児加配	放課後児童クラブ推進	その他
福井県	ふれあい保育推進事業	保育所(公立・私立)	中軽度障害児(県で定める基準に該当すると判定された中軽度障害児。特別児童扶養手当支給対象児童を除く。)の保育の実施のために必要な保育士を加配するための雇用経費等を助成。	県1/2 市町1/2						○		
福井県	低年齢児保育充実促進事業	保育所(私立)	低年齢児(1・2歳児)の受入を促進するための保育士の雇用経費を助成。	県1/2 市町1/2					○			
福井県	すくすく保育支援事業	市町	保育所に児童を入所させている保護者の経済的負担の軽減策として、第3子以降・3歳未満児の保育料を無料化する市町に対し補助。	県1/2 市町1/2	○							
福井県	産休代替等職員費補助事業	児童福祉施設等(公立・私立)	児童福祉施設等の職員が出産または傷病のため長期にわたって休暇を必要とする場合に、代替職員の雇用経費を補助。	県10/10		○						
長野県	乳児保育支援事業	保育所(私立)	年度当初から乳児担当保育士を確保するための経費を補助。	県1/2 市町村1/2					○			
長野県	1歳児保育支援事業	保育所(私立)	1歳児4人につき、保育士1人となるよう保育士を加配するための経費を補助。	県1/2 市町村1/2					○			
長野県	認可外保育施設児童処遇向上事業	市町村	市町村が認可保育所を補完する施設として指導監督基準を満たしている認可外保育施設に運営費の助成を行う場合に市町村に対し補助	県1/2 市町村1/2			○					
長野県	社会福祉施設代替職員雇用事業	市町村	社会福祉施設の保育士等が出産のため有給の休暇を取得する場合の代替職員の雇用経費を補助。	県1/2 市町村1/2		○						
長野県			社会福祉施設の保育士等が傷病のため30日を超えて有給の休暇を取得する場合の代替職員の雇用経費を補助。			○						
長野県		広域行政組合、社会福祉法人	社会福祉施設の保育士等が出産のため有給の休暇を取得する場合の代替職員の雇用経費を補助。	(公立) 県1/2 設置者1/2 (私立) 県10/10		○						
長野県			社会福祉施設の保育士等が傷病のため30日を超えて有給の休暇を取得する場合の代替職員の雇用経費を補助。	県1/2 設置者1/2		○						

都道府 県名	事業名	補助対象 (実施主 体)	事業内容	補助率	保育料 減免支 援	代替制 度	認可外 支援	施設整 備環境 改善	低年齢 児加配	障害児 加配	放課後 児童クラ ブ推進	その他
熊本県	多子世帯子育て支 援事業	市町村(中核市を 除く)	18歳未満の児童を3人以上扶養している多子 世帯の保育料を軽減又は無料化する市町村に 対し、経費の一部を補助するもの。	県1/2 市町村1/2	○							
熊本県	産休等代替職員 費補助事業	児童福祉施設等 (私立)	保育所等に勤務する職員が、出産等で休暇を 要する期間中、代替職員の雇用費を補助する もの。	県10/10		○						
熊本県	熊本県認可外保 育施設児童等健 康管理支援事業	市町村(中核市を 除く)	認可外保育施設入所児童の健康診断実施に 必要な経費に対して補助を行い、児童の処遇 向上を図るもの。	県1/2 市町村1/2			○					
熊本県	保育所人権同和 問題啓発費補助	市町村(中核市を 除く)	人権教育・人権啓発のため、保育所を設置して いる市町村が人権問題の正しい理解や推進を 目的として事業を実施する場合の経費につい て補助するもの。	県2/3 市町村1/3								○
熊本県	保育士研修事業 費等補助	市町村	市町村が保育の質の向上を図るために行う保 育所の職員等を対象とする研修やアクションプ ログラム実践のために必要な経費を補助する もの。	県1/2 市町村1/2								○

「地方における保育支援プロジェクト」参加県の子育て支援事業に係る平成24年度施策の状況

○まとめ

「地方における保育支援プロジェクト」参加県(7県)における子育て支援における県単独施策の状況を情報交換するため、平成23、24年度について子育て支援事業の調査を実施した。

※平成24年度の状況

- ◆保育士加配事業 「低年齢児加配事業」・・・山形県・福井県・長野県
「障害児加配事業」・・・福井県・奈良県
- ◆代替職員支援事業 ……全ての参加県
- ◆保育料減免支援事業 ……青森県・山形県・福井県・高知県・熊本県、
- ◆認可外保育施設支援事業 ……青森県・山形県・長野県・高知県・熊本県